

第3号被保険者不整合記録問題対策に 関する主な論点

論 点	委員の御発言	備 考
<p>1. 不整合期間についての評価・考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本は、保険料を支払って給付が出るというのが原則である。 ・ 医療保険と年金が連動することを考えると、本人の責任が非常に重いのではないか。 ・ 夫が厚生年金をやめれば妻も第3号被保険者をやめるという仕組みがなかったことが問題。 ・ 不整合の話は、対象となる人をしっかり把握してピックアップするシステムを作っていないから起きた。 ・ 行政も保険料を徴収する責務が課せられていたわけであり、本人の届出義務だけを問題にすることができるか。きちんと届出をして保険料を納めてきた人と納めていない人とを同じように取り扱ってよいかという公平論の指摘はあるが、確信的な未納者と今回の不整合期間がある人とは異なる面があり、納めていないということでパラレルに考えてよいのか疑問。 ・ 手続きすべきであることを知っていたのにこれを行わず保険料も納めずにきた人と、手続きすべきであることを知らずにきた人とは異なり、これを同等に扱うのは公平ではないのではないか。 ・ 届出の勧奨状を送っていたということと、本人が知っていたかどうかは別の問題。相手方が知っているという証明の術が行政にはない。 	

論 点	委員の御発言	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
<p>2. 具体的措置の内容</p> <p>(1)被保険者・受給者共通</p> <p>①カラ期間＋特例追納という形にするか</p>		<p>2. 「被保険者(20～59歳)である人」の場合</p> <p>(ア)受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)</p> <p>対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、(イ)の特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例(年金額の計算には用いない「カラ期間」とする)を設けることを検討する。</p> <p>(イ)上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施</p> <p>被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(過去の訂正による期間を含む)にわたって、保険料を追納することができるようにすることを検討する。</p> <p>ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。</p>	

論 点	委員の御発言	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
<p>(2)受給者</p> <p>① 過去に支払われた年金の返還を求めるか</p> <p>② 将来の年金額を減額するか</p>		<p>3.「年金裁定により既に受給者(60歳以上)となっている人」の場合</p> <p>・受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする(過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる)方向で検討する。</p> <p><主な論点></p> <p>○過去に支払われた年金について、返還を求めるか。</p> <p>○将来の年金額を減額するかどうか。</p> <p>(論点の検討に当たっての留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の取扱いとの公平性 ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性 ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者の生活の安定 ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること 	<p>(参考)</p> <p>誤った裁定については、従来の行政実務においては、当初の裁定を取り消した上で再裁定を行い、その結果、年金が減額となる場合には、既に支払った年金の過払い分は、不当利得として返還(時効にかからない過去5年分)を求めている。</p>

論 点	委員の御発言	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備考
<p>3. 過去の訂正による期間の取扱い</p> <p>① すでに不整合記録であることが判明し、訂正されている期間についても、同じように特別措置の対象とするか</p> <p>4. いわゆる「運用3号」取扱いを受けた者</p> <p>① 本年1月に遡って、いわゆる「運用3号」取扱いがなかったものとして、同じように特別措置を適用することとするか</p>		<p>(再掲) 被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間(過去の訂正による期間を含む)にわたって、保険料を追納することができるようにすることを検討する。</p> <p>(再掲) 3. 「年金裁定により既に受給者(60歳以上)となっている人」の場合 受給資格期間の特例創設(「カラ期間」の導入)、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする(過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる)方向で検討する。</p> <p>4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止</p> <p>(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。</p> <p>(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3. の対象とすることを検討する。</p>	

論 点	委員の御発言	抜本改善策の方向性と論点 (3月8日 厚生労働大臣)	備 考
<p>5. 特例追納の内容</p> <p>① 保険料額の水準をどうするか。</p> <p>② 特例追納は、3年間の措置とすることでよいか。</p>		<p><主な論点></p> <p>○分割納付の期間、方法をどうするか。</p> <p>○追納の保険料の水準をどうするか。</p> <p>5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。</p> <p>・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。</p> <p><主な論点></p> <p>○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース(例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと)がある。</p>	<p>(参考)類似制度の例</p> <p>・<u>免除期間等への追納</u> 追納に係る各年度の保険料額に、国債の表面利率等を勘案した一定率を乗じた額を加算</p> <p>※ 年金確保支援法案における後納制度も同じ。</p> <p>・<u>高齢任意加入</u> 納付時点の保険料額</p> <p>・<u>特例納付</u> 実施時点での保険料水準を基礎とする一律の保険料額</p> <p>(参考)年金確保支援法案の後納制度の期間</p> <p>・提出時は恒久措置としていたが、国会審議において、モラルハザードにつながるといった指摘があり、3年間の時限措置とする衆議院修正がなされた。</p>

